

商 品 名 ( 愛 称 )	「教育ローン」 「教育ローン・プライム」 (プライムローン (教育関連資金)) 【来店型・WEB完結型】
------------------	--

ご利用いただける方	下記のすべての条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方		
	(1) 年齢が満20歳以上で、当金庫の会員となれる方。		
	(2) 申込人本人ならびに次に就学する子弟を持つ親権者、法律上の後见人および実質的に就学子弟を扶養する親族である方。		
	①大学 ②大学院 (法科大学院含む) ③短大	}	
	④学校教育法82条の2の専修学校		
	⑤予備校および各種学校 ⑥高等専門学校および高等学校		
	⑦中学校・小学校・幼稚園・保育園		
	(3) 当金庫の審査基準を満たす方		
	《プライムローン (教育関連資金) 》		
	・プライムローン (教育関連資金) 利用の場合は、上記 (1) ~ (3) のすべてを満たす方で、次の (4) ~ (5) のいずれかに該当する方が対象となります。		
	(4) インターネットで申込みを行った方		
	(5) 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方		
		対象ローン	条件
	a	(一社)しんきん保証基金保証付のすべての個人ローンおよび住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内
	b	(一社)しんきん保証基金保証付のカードローン ※ただし教育関連の当貸・ニュー教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当 ・契約中 ・新規に契約する
WEB完結型をご希望される場合は、上記 (1) ~ (3) のすべてを満たす方で、かつ、次の (6) ~ (9) に該当する方が対象となります。			
(6) 普通預金の口座 (返済用口座) を保有している方。			
(7) 運転免許証またはパスポートを保有している方。			
(8) 当金庫において犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了している方。			
(9) インターネット (スマホ等) にて申込みが可能な方。			
※WEB完結でのお手続きをご希望される場合であっても、当金庫の事務手続き上、来店型でのお手続きへ変更させていただく場合があります。			
※WEB完結は通常の来店型に比べ日数がかかる場合がございます。お急ぎの場合は、来店型にてお申込みください。			
お 使 い み ち	(1) 就学する学校 (教育施設) への1年分の納付金。		
	①上記①~⑦の就学する学校 (教育施設) が対象。		
	②学校納付金・学校債、いわゆる滞り止めとして受験した学校への入学金等も対象とする。		
	③支払いから3ヶ月以内のものに限り、振込済 (支払済) の資金も対象とする。		
	(2) 就学に伴ってかかる1年分の付帯費用		

	<p>①100万円以内とする。</p> <p>②教材代、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等を対象とする。</p> <p>③支払いから3ヶ月以内のものに限り、振込済（支払済）の資金も対象とする。</p> <p>(3) 教育関連資金借入の借換資金</p> <p>①借換えのみの申込も可能です。</p> <p>②借換えるローンは、申込人本人のもので、資金用途が上記（1）または（2）に該当するものに限ります。</p> <p>③借換えるローンは、金融機関（当金庫および日本政策金融公庫含む）、信販会社（消費者金融は除く）からの借入に限ります。</p> <p>④借換えに伴う繰上返済にかかる手数料も含めることができます。</p> <p><b>※ただし、WEB完結の場合は、上記（1）のみの取扱いとなります。上記（2）（3）の資金をご希望される場合は、来店型にてお申込みください。</b></p>
ご融資限度額	<p>・1,000万円以内。（1万円単位）</p> <p><b>※ただし、WEB完結の場合は、500万円以内。（1万円単位）</b></p>
ご利用期間	<p>・3ヶ月以上16年以内。</p>
ご融資利率	<p>・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>・お取引に応じた優遇利率もございます。窓口でお問い合わせください。</p>
必要書類	<p>・本人確認書類 ・資金用途確認書類</p> <p>・年収確認書類（申込金額100万円以下、またはプライムローンの対象者（5）aに該当する方は不要）</p>
ご返済方法	<p>・元利均等返済または元金均等返済（ただし、WEB完結は元利均等返済のみ）</p> <p>・ボーナス併用増額返済は融資金額の50%以内（年2回）まで可能です。</p> <p>・来店型のみ卒業予定月まで元金返済の据置が可能です。</p>
保証人・担保	<p>・不要（一般社団法人しんきん保証基金が保証します。）</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ</p>

	さい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</li> <li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。</li> <li>・期日前返済など、返済条件を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。</li> <li>・当金庫の会員となれる方</li> </ul>
	(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。
	(2)当金庫の地区内において勤務に従事する方。
	(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。
	上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合もございますので詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資金の交付については、原則として当金庫から支払先へ振込させていただきます。</li> </ul>